

がいこくじんろうどうしゃ かた じゅこう ばあい  
外国人労働者の方が受講する場合について

けんせつぎょうろうどうさいがいぼうしきょうかいちばけんしぶ  
建設業労働災害防止協会千葉県支部

とうしぶ かいさい  
当支部で開催しております ぎのうこうしゅう あんぜんえいせいきょういく にほんご  
技能講習、安全衛生教育については、日本語の  
てきすと しょう にほんご こうぎ きょういく おこな  
テキストを使用し、日本語による講義・教育を行っております。また、技能講習におけ  
る しゅうりょうしけん もんだい およ ぶんぜんえいせいきょういく りかいどかくにんしーと  
修了試験の問題及び安全衛生教育における理解度確認シートにつきましても  
にほんご ひょうき  
日本語の表記になっております。

たび こうせいろうどうしやう つうたつ がいこくじん にほんご りかいりよく はいりよ ぎのうこうしゅう  
この度、厚生労働省の通達「外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の  
じっし  
実施について」により、登録教習機関は、技能講習を受講する外国人(以下「外国人  
ろうどうしゃ  
労働者」という。)の日本語の理解力を事前に確認することが望ましいとされました。

がいこくじんろうどうしゃ かた じゅこう じぎょうしゃ かた べってん ぎのうこうしゅうとう  
つきましては、外国人労働者の方を受講させる事業者の方は、別添1「技能講習等  
じゅこう にほんご りかいりよくかくにんしよ い か かくにんしよ こじん じゅこう  
受講における日本語の理解力確認書」(以下「確認書」という。)を、個人で受講を  
きぼう がいこくじんろうどうしゃ かた べってん ぎのうこうしゅうとうじゅこう にほんご りかいりよく  
希望する外国人労働者の方は、別添2「技能講習等受講における日本語の理解力  
しんこくしよ い か しんこくしよ もうしこみ じ もうしこみしよ とも ていしゅつ  
申告書」(以下「申告書」という。)を申込み時に申込み書と共に提出してください。

もうこ  
また、申込みをされる際には、以下の「外国人労働者の方が受講する際の注意  
じこう かくにん  
事項」をご確認ください。

がいこくじんろうどうしゃ あき にほんご たんのう かた よ か ふりがなとう  
なお、外国人労働者であって明らかに日本語が堪能な方(読み・書き、フリガナ等  
ひつよう かた かくにんしよまた しんこくしよ ていしゅつ ふよう  
が必要ない方)については、確認書又は申告書の提出は不要です。

がいこくじんろうどうしや かた じゅこう さい ちゅういじこう  
【外国人労働者の方が受講する際の注意事項】

1. つうやく じゅこう ほさ かた どうせき  
通訳や受講の補佐をする方の同席はできません。
2. こうしゅうじっしちゅう きょういくじっしちゅう こうし た じゅこうせい かんじ よみかた にほんご  
講習実施中や教育実施中に講師や他の受講生に漢字の読み方や日本語の  
い み しつもん  
意味を質問することはできません。
3. にほんご りかいりよく かくにんしよまた しんこくしよ ないよう こと じむきょくとう  
日本語の理解力について、確認書又は申告書の内容と異なると事務局等が  
はんだん ばあい とちゅうたいせき ねが  
判断した場合は、途中退席をお願いすることがあります。この場合、講習等  
じゅこうりょう てきすとだいきんとう へんきん  
受講料、テキスト代金等は返金いたしません。
4. かくしゅぎのうこうしゅう かくしゅあんぜんえいせいきょういく じゅこう ばあい がっかしゅうりょうしけん  
各種技能講習、各種安全衛生教育を受講する場合において、学科修了試験  
もんだい りかいどかくにんしーと かんじ るび ふ しけんもんだい  
問題、理解度確認シートの漢字に「ひらがな」によるルビが振られた試験問題、  
りかいどかくにんしーと じぜん きぼう ばあい ていきょう  
理解度確認シートを事前に希望された場合には、提供することができます。
5. かくしゅぎのうこうしゅう しゅうりょうしけん さいてん けっかごうかくきじゅん たつ ばあい  
各種技能講習の修了試験について、採点の結果合格基準に達しない場合は、  
しゅうりょうしゅう はっこう どうしぶ きてい ごうかくきじゅん み  
修了証は発行いたしません。また、当支部では規定により合格基準に満たなか  
った方の補講等は行っておりません。

がいこくじんろうどうしゃ かた じゅこう じぎょうしゃ かたよう  
(外国人労働者の方を受講させる事業者の方用)

けんせつぎょうろうどうさいがいぼうしきょうかいちばけんしぶ おんちゆう  
建設業労働災害防止協会千葉県支部 御中

ぎのうこうしゅうとうじゅこう にほんご りかいりよくかくにんしよ  
技能講習等受講における日本語の理解力確認書

じゅこうしゃしめい  
受講者氏名

ざいりゅうか ーどしめいらんまた とくべつえいじゅうしやうめいしやう きさい しめい せいかく きにゆう  
(在留カード氏名欄又は特別永住者証明書等に記載されている氏名を正確に記入してください。)

じょうき もの けんせつぎょうろうどうさいがいぼうしきょうかいちばけんしぶ じっし ぎのうこうしゅうとう  
上記の者は、建設業労働災害防止協会千葉県支部が実施する技能講習等を

じゅこう じゅうぶん にほんご りかいりよく よ か のうりよく ゆう  
受講するための十分な日本語の理解力(読み・書きができる能力)を有しています。

れいわ ねん がつ にち  
令和 年 月 日

じぎょうじょうしよざいち  
事業場所在地

じぎょうぬししやうめい じぎょうじょうめい  
事業主証明 事業場名

じぎょうぬししめい いん  
事業主氏名 印

じぎょうぬししめいらん じきひつ ばあい おういん ひつよう  
(事業主氏名欄は直筆の場合は押印の必要ありません。)

けんせつぎょうろうどうさいがいぼうしきょうかいちばけんしぶ じっし かくしゅぎのうこうしゅう かくしゅあんぜんえいせい  
建設業労働災害防止協会千葉県支部が実施する各種技能講習、各種安全衛生

きょういく じゅこう ばあい がっかしゅうりようしけんもんだいまた りかいどかくにんしーと かんじ  
教育を受講される場合において、学科修了試験問題又は理解度確認シートの漢字

に「ひらがな」によるるび(ふりがな)をふることについて、該当する方に☑を入れてく  
ださい。

きぼう  
希望する

ひつよう  
必要ありません

こじん じゅこう きぼう がいこくじんろうどうしゃ かたよう  
(個人で受講を希望する外国人労働者の方用)

けんせつぎょうろうどうさいがい ぼうしきょうかいち ばけん し ぶ おんちゆう  
建設業労働災害防止協会千葉県支部 御中

ぎのうこうしゅうとうじゅこう にほんご りかいりよくしんこくしょ  
技能講習等受講における日本語の理解力申告書

わたし けんせつぎょうろうどうさいがい ぼうしきょうかいち ばけん し ぶ じっし ぎのうこうしゅうとう じゅこう  
私は、建設業労働災害防止協会千葉県支部が実施する技能講習等を受講する

じゅうぶん にほんご りかいりよく よ か のうりよく ゆう こうしゅう  
ための十分な日本語の理解力(読み・書きできる能力)を有しておりますので、講習

とう もうしこ  
等を申込みいたします。

れいわ ねん がつ にち  
令和 年 月 日

じゅこうしゃしめい ほんにんじきひつ  
受講者氏名(本人直筆)

ざいりゅうしめいらん か ーどまた とくべつえいじゅうしやしょうめいよなど きさい しめい せいかく きにゆう  
(在留氏名欄カード又は特別永住者証明書等に記載されている氏名を正確に記入してください。)

けんせつぎょうろうどうさいがい ぼうしきょうかいち ばけん し ぶ じっし かくしゅぎのうこうしゅう かくしゅあんぜんえいせい  
建設業労働災害防止協会千葉県支部 が 実施 する 各種技能講習、各種安全衛生

きょういく じゅこう ばあい がっかしゅうりょうしけんもんだいまた りかいどかくにんしーと かんじ  
教育を受講される場合において、学科修了試験問題又は理解度確認シートの漢字

に「ひらがな」によるるび(ふりがな)をふることについて、該当する方に☑を入れてく  
ださい。

きぼう  
 希望する

ひつよう  
 必要ありません